

所得税法23条における 「預貯金の利子」の意義及び範囲

新 川 彩 佳

(法学専攻 リーガル・スペシャリスト・コース
推薦教員：望月 爾・安井栄二)

はじめに

第1章 利子所得の意義と範囲

第1節 利子所得の意義と範囲

第2節 利子所得課税の仕組み

第3節 小 括

第2章 預貯金の意義及び利子の意義と範囲

第1節 預金の経済的機能

第2節 預貯金の意義

第3節 利子の意義と範囲

第4節 小 括

第3章 預貯金の範囲をめぐる最近の裁判例

第1節 デット・アサンプション取引に関する裁判例（東京高判平成17年12月21日訟月54巻2号472頁）

第2節 レボ取引に関する裁判例（東京高判平成20年3月12日税資258号順号10915）

第3節 小 括

第4章 預貯金及び利子の多様化

第1節 「おまけ付預金」

第2節 仕組預金

第3節 小 括

第5章 預貯金の利子及び利子所得の範囲の再検討

第1節 預貯金の利子の範囲

第2節 利子所得の範囲

第3節 金融商品の多様化による所得区分

第4節 小 括

おわりに

は じ め に

日本の金融制度は、第2次世界大戦後、銀行システム全体の安定性の確保、維持を狙いとして、銀行業務の範囲や預金金利等に対して競争制限的な規制が課されていた。ところが、日本経済を取り巻く環境の変化とともに、1975年前後から金利の自由化や銀行、証券等に対する業務規制の緩和などの金融取引に係わる規制の見直しが求められるようになった。そして、この日本経済を取り巻く環境の変化に対応して、新たな金融資産や取引手法が開発されている¹⁾。特に1990年代以降はファイナンス理論や情報技術の発達に伴い、複数の金融商品やその売買に関する権利を組み合わせたデリバティブ取引も盛んに行われるようになってきている。そのように、金融商品が多様化するなかで、金融商品に係る利得が利子所得、配当所得、譲渡所得又は雑所得のどの所得に該当するかが問題となっている。すなわち、多様な金融商品の所得区分によって、課税上の取扱いが異なり、そのための不都合や不公平が生じている。そのような状況を踏まえ、本稿は、特に大衆向け金融商品に係る所得とされている利子所得の意義と範囲を明確にすることを目的とする。

利子所得は、所得税法23条1項に「公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得」と規定されている。しかし、利子所得の範囲を明確にするには、次のような2つの問題点が存在する。

まず、1つ目の問題点は、預貯金の意義が不明確なことである。利子所得の範囲を明確にするには、どのような金融商品が公社債や預貯金、合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託に該当するか明確でなければならない。ところが、預貯金の意義や範囲については、所得税法2条1項10号において、預金及び貯金であること、所得税法施行令2条において、金融機関に対する預金及び貯金と他の法律に定める貯蓄金等で

あることが規定されているのみである。つまり、金融機関に対する預金及び貯金が一体どのようなものを指すのかが明確でない。

2つ目の問題点は、利子の意義及び範囲が不明確なことである。利子所得の課税対象は、金融商品の「利子」である。そのため、条文上利子所得に列挙されている金融商品に該当しても、利子の意義及び範囲に該当しなければ、利子所得の範囲に含まれるとはいえない。ところが、所得税法において、利子の意義を具体的に定めた規定は存在しない。また、現在、金融商品としての預貯金の多様化により、利子を金銭以外のもので受け取る場合がある。この場合における利子が、所得税法36条の規定により利子所得の範囲に含まれるのか、それともそれは法人からの贈与であるとして、一時所得の範囲に含まれるのかが明確ではない。

したがって、本稿では、この2つの問題点の検討を行い、所得税法上の預貯金の利子の範囲を明確にした上で、金融商品が多様化しているなかで、利子所得の範囲がどのように定められるべきかについて再検討を行う。本稿の第1章では、現行の利子所得の範囲がどのように捉えられているかを述べる。第2章では、所得税法上の預貯金の意義及び利子の意義と範囲の2つの問題について検討する。第3章では、所得税法上の預貯金の範囲をめぐる裁判例を紹介した上で、商品種別としては預貯金に分類されていない取引が、所得税法上の預貯金及び利子の意義に該当するか否かについて検討を行う。第4章では、預貯金の利子の多様化により、商品種別としては預貯金に分類されているが、所得税法上の預貯金及び利子に該当しない金融商品の存否について検討する。最後に、第5章では、以上を踏まえ、所得税法上の預貯金の利子の範囲及び利子所得の範囲について再検討したい。

第1章 利子所得の意義と範囲

本章では、現行の利子所得課税と利子所得の範囲についての問題点を明

らかにする。第1節では、所得税法23条1項に規定されている利子所得の意義と範囲について述べる。第2節では、他の金融商品課税とは異なる利子所得の課税方法についてふれたいと思う。

第1節 利子所得の意義と範囲

従来から所得は、資産性所得（利子所得、配当所得等）、勤労所得（給与所得等）、資産勤労結合所得（事業所得）の3つに分類され、勤労所得が最も担税力が小さく、資産性所得が最も担税力が大きいとされてきた。しかし、資産性所得は、勤労所得よりも捕捉率が低いため、各種の特別措置が設けられ、税負担が軽減されてきた²⁾。そして、利子所得の範囲は、資産性所得のなかでも大衆向け金融商品に係る所得と考えられており、配当所得や譲渡所得と対象となる所得階層が異なるという認識がなされている³⁾。

利子所得は、所得税法23条1項において、「公社債及び預貯金の利子並びに合同運用信託、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得をいう。」と規定されている。利子所得の範囲を明確にするには、条文上利子所得に列挙されている金融商品の具体的内容が明確でなければならない。そこで次に所得税法23条1項に規定されている公社債、預貯金、合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託について詳述する。

(1) 公 社 債

公社債は、所得税法2条1項9号において、公債及び社債のことであると規定されている。公債について、所得税基本通達2-10は、日本国の国債、地方公共団体が発行した地方債のみでなく、外国及び外国の地方公共団体の発行した債券が含まれるとしている。社債について、所得税基本通達2-11は、法律の規定により、会社が発行する債券としている。よって、公社債については、国や会社が発行する債券は全て含まれることとなる。ただし、学校債や組合債等の利子は、雑所得に該当する。また、公社債の

償還差益や発行差金は、元本債権に付随した利息債権に基づく所得でないため、雑所得とされる⁴⁾。

(2) 預 貯 金

預貯金は、所得税法2条1項10号において預金及び貯金のことであること、また、所得税法施行令2条において金融機関に対する預金及び貯金と他の法律に定める貯蓄金等であることが規定されているのみである。よって、金融機関に対する預金及び貯金が一体どのようなものを指すのが明確でない。また、預金は銀行法上の概念であり、貯金は農業協同組合法、水産業協同組合法、郵便貯金法などの概念で、法的には預金と同様のものである⁵⁾。しかし、預金の意義は、銀行法においても明確に規定されていない。

現在、預貯金の意義については、民法666条の消費寄託の性質をもつものを預貯金とする、いわゆる法的性質で判断する見解（以下「法的性質説」という。）と経済的性質が預貯金であるものを預貯金とする、いわゆる経済的性質で判断する見解（以下「経済的性質説」という。）の2つの考え方がある⁶⁾。

まず、東京高判昭和39年12月9日（税資38号902頁）では、預金は、「通常、銀行等の金融機関が不特定多数の相手方、即ち預金者に対し同額の金銭の返還を約して預金者から預託を受けた金銭であつて、受入れた金銭自体をそのまま保管するのではなく、これを消費し、その返還に当つては同額の金銭を以てすればよいのであるから、民法第666条の消費寄託の性質を有する」と述べられ、法的性質で判断されている。すなわち、この判決では借用概念を前提としている⁷⁾。また、消費寄託は、「預金者のために金銭的価値の保管を目的とする寄託たる性質を有」し、「契約に返還の時期を定めないときは預金者は何時でも返還を請求しうることが認められる」ものであると述べられ、これに該当するものが預貯金であると判断されている。

一方、東京地判昭和40年4月30日（税資41号532頁）は、「預金の意義に

については、所得税法は特別の規定を置かず、その他の法令にも預金について定義したものはないから、所得税法第9条第1項第1号の預金がないを指すかは、一般に預金の名で理解されている経済現象を探り、また所得税法が、預金の利子を利子所得として、特に所得類型化していることの意味を理解することによつて、決められなければならない」と述べ、経済的性質で判断した。そして、預貯金の経済的性質とは、「金融機関その他資金を利用する者が不特定多数の者から、その資金利用者の定めた定形的な約款によつて金銭を受け入れ、資金利用者はこれを事業資金にあて、預入れ人は、いわゆる当座預金の場合を除き、通常一定割合の金員（利子）を取得し、その金銭の返還についての保証は、資金利用者の信用に委ねられている場合を指すもの」であると述べられている。

また、東京高判昭和41年4月28日（税資44号455頁）では、預貯金の経済的性質とは、「法人が不特定多数の者から法人所定の定型的約款によつて金銭を受け入れこれを自己の運用資金の主要部分とするとともに、不特定多数の者がいずれも金銭の保管の安全性を挙げて法人への信用に委ねても金銭を預け入れ、通常これに対する一定割合の金銭（利子）の支払を受ける」ものであると述べられている。学説においても、佐藤英明教授が、預貯金の意義は経済的性質説のほうが適切である⁸⁾とし、預貯金の意義を「不特定多数の者からの、定形的条件による、担保を付さない、金銭の受け入れである」⁹⁾と定義付けている。

(3) 合同運用信託

合同運用信託は、所得税法2条1項11号において、信託会社が引き受けた金銭信託で、共同しない多数の委託者の信託財産を合同して運用するもの（委託者非指図型投資信託を除く。）であると規定されている。合同運用信託では、その運用による収益が次々と分散されるため、信託財産の含み益を考える必要はないとされる。よつて、合同運用信託は、委託者が少数である信託と性質が異なる。また、合同運用信託は元本補填契約により元本が保証されており、投資階層も預貯金の利用者とほぼ同様であるとい

う理由から、合同運用信託の収益の分配に係る所得は、利子所得に含まれる¹⁰⁾。

（4）公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託

公社債投資信託は、所得税法2条1項15号において、証券投資信託¹¹⁾のうち、その信託財産を公社債に対する投資として運用することが目的であり、かつ、株式又は出資に対する投資として運用しないものであると規定されている。また、公募公社債等運用投資信託とは、所得税法2条1項15号の3において、公募により設定する受益権の募集が行われた公社債等運用投資信託¹²⁾であると規定されている。公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託は、その運用を投資信託約款により公社債等の利益を生ずる一定の資産に限定しており¹³⁾、公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託の収益の分配に係る所得が実質的に預貯金の利子と異ならないため、利子所得に含まれている¹⁴⁾。

第2節 利子所得課税の仕組み

利子所得は、所得税法181条によって源泉徴収の対象であると定められている。また、利子所得は、所得税法上、総合課税されることとなっている¹⁵⁾。ところが、租税特別措置法3条の3において、昭和63年4月1日以後に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき利子等は、原則15%の源泉分離課税が適用となることが規定されており、源泉所得税のみで課税が完了する。

また、所得税法23条2項において「利子所得の金額は、その年中の利子等の収入金額」と規定されていることから、利子所得の金額は経費の控除が認められていない。言い換えると、通常、利子所得は経費を必要としないため、所得税法23条2項のように規定されているといえる¹⁶⁾。よって、貸付金の利子のように必要経費の比重が高いものは、利子所得から除かれている¹⁷⁾。

横浜地判平成2年3月19日（税資175号1228頁）においても、原告が借

入れを行って購入したワラント債から得た利息は、「利子所得に該当することは明らかであり、かつ、利子所得については、所得税法23条2項が公社債の利息等の収入金額をもって課税所得金額を算定すると規定しており経費の控除を認めていない」ため、ワラント債から得た利息から「借入金利子を控除する余地はない」と判断された。また、同判決は「所得税法は各種所得の法的性格に応じてこれを分類したうえそれぞれの課税方法を規定しており、『経費を支出することがあり得るか否か』などという所得の分類を曖昧にする判断基準を持ち込む余地はない」と判断し、利子所得に係る必要経費を認めなかった¹⁸⁾。

第3節 小 括

現在、居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者が支払を受けるべき利子等については、原則税率15%の源泉分離課税が適用されている¹⁹⁾。また、所得税法23条2項において、利子所得の計算の際に必要な経費が控除されない旨が規定されている。そして、利子所得の範囲は、資産性所得のなかでも大衆向け金融商品に係る所得と考えられており、その点で配当所得や譲渡所得とは対象となる所得階層が異なるという認識がなされている²⁰⁾。

利子所得には、所得税法23条1項において、公社債・預貯金の利子、合同運用信託・公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託の収益の分配が列举されている。公社債について、所得税基本通達は、国や会社が発行する債券が全て含まれるとしている。預貯金については、法的性質説と経済的性質説の2つの見解があり²¹⁾、裁判例、学説ともに見解が分かれている。合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託については、所得税法2条1項各号において規定されており、預貯金の利子に性格が類似していることから、利子所得に含められている²²⁾。また、利子の意義については、所得税法上、規定が存在しない。本章の検討を通じて、利子所得の範囲を明確にするためには、預貯金と利子の意義及び範囲が不明確なことが問題であることが明らかになった。以下では、その点について具体

的に論じていきたい。

第2章 預貯金の意義及び利子の意義と範囲

本章では、利子所得の範囲を明確にする上で問題となる、預貯金の意義及び利子の意義と範囲について論じる。第1節では、銀行法概念である預金の経済的機能について述べる。第2節では、預貯金の意義について検討を行い、所得税法上の預貯金の意義を明確にする。第3節では、利子の意義と範囲について検討を行い、所得税法上の利子の意義と範囲を明らかにする。

第1節 預金の経済的機能

所得税法23条1項の「預貯金」は、所得税法2条1項10号において、預金及び貯金であることが規定されているのみである。また、預金は銀行法概念であり、貯金は農業協同組合法などの概念で、法的には預金と同様である²³⁾が、預金の意義は、銀行法においても規定されていない。よって、所得税法上の預貯金の意義を明確にするためには、銀行業務である預金がどのような実態を有しているかを明らかにする必要がある。そこで次に、預金の4つの経済的機能について概観する。

まず、1つ目の機能は、金銭の保管である。預金取引は、12、3世紀ごろのイタリア諸都市において、両替商が顧客のために貨幣の保管を引き受けたことから始まったといわれている。その当時、両替商は顧客から預かった貨幣をそのまま保管するのみで、貨幣を処分する権利はもっていなかった。よって、預金には利子がつかず、反対に両替商は、預金者から保管料をとっていた。現在においても預金者側からすると、現金を自ら保管する手数料や危険を免れるために、銀行に保管してもらう目的は存在する。しかし、金銭の保管の意味は、貨幣自体の保管から金銭がもつ経済的価値の保管に変化している²⁴⁾。

次に、2つ目の機能は、利殖である。銀行は、預金として受け入れた資金を運用して利益をあげ、運用によって得た利益の一部を預金者に還元している。このことから、預金者にとって利殖も目的の一つであるといえる²⁵⁾。近年では、多様かつ有利な資産運用、投資手段の出現によって、預金の利殖の機能が低下している²⁶⁾。

そして、3つ目の機能は、送金と債権の取立である。振込の方法による送金は、戦後に普通預金への振込を認める取扱いが一般化し、取扱店の範囲につきどの店舗でも預入れ、払戻しが可能となった。よって、預金口座の開設店舗以外の店舗で預入手続きをすることにより、送金の目的を達成することが可能である。また、近年、集金事務、徴収事務が簡素化され、預金残高がある限り確実に取立が可能であることから、債権者からすると債権の取立が銀行を通して行われているといえる²⁷⁾。

最後に、4つ目の機能は、資金の創造である。資金の創造は、単に預金者から信用を受けて吸収した資金を貸出先に信用を与えて供給する、いわゆる信用の媒介にとどまらず、みずから信用を創造して、資金を造出する機能を果たす。預金の一部が絶えず滞留し、預金が持続的に流入する以上、銀行は預金通貨の創造が可能であり、一国の流通通貨量を増加させ、企業活動を刺激して、経済の発展に資することになる²⁸⁾。

第2節 預貯金の意義

第1章で述べたように、所得税法上の預貯金の意義に関する考え方として、法的性質説と経済的性質説の2つの見解がある。ただし、学説、裁判例ともに見解が分かれており、預貯金の意義を明確にするには、それぞれ検討を行う必要がある。

まず、法的性質説により預貯金の意義の検討を行う²⁹⁾。前節で述べた銀行業務における預金の経済的機能から、預貯金の意義を考えてみる。預貯金者側からすると、預貯金は保管であるため、消費寄託に該当するといえる。一方、金融機関側からすると、預貯金は企業として銀行の収益を生む

運用資金であり、消費貸借であるといえる。また、すでに述べたように、預金取引が開始した当初において銀行は、保管料を徴収して保管を行っていたが、現在においては、反対に利息を支払っている³⁰⁾。このことから、預貯金は金融機関が預金者から金銭の借入れを行い、利子を支払っているのと同様であるといえる。よって、預貯金には、消費寄託と消費貸借の2つの性質があると考えることができる。しかし、預貯金には、預貯金者の都合でいつでも返還に応じなければならないものもあるため、消費貸借における貸主の返還請求権とは性格を異にする。このように預貯金の意義を法的性質で検討すると、消費寄託であるといえる。また、189回通常国会に法案提出された今時の民法改正案においても、消費寄託の規定の中に「預金又は貯金」の定めが含まれている³¹⁾。したがってそのような改正の動向をふまえても、預貯金は消費寄託の性質を有しているといえる。

ところが、実際に預貯金については、約款や監督法規によって当事者間の権利、義務を定めている³²⁾。そのため、消費寄託の性質を満たすことのみでは、預貯金であるとはいえない。その点に、法的性質説の限界がある。

次に、経済的性質説により預貯金の意義の検討を行う。しかし、第1章第2節で述べたように、過去の裁判例や学説においても、様々な預貯金の意義に関する見解が示されている。そのような多様な見解に従うと、課税の公平性や納税者の予見可能性が失われてしまう。したがって、経済的性質説から預貯金の意義を検討することも妥当とはいえない。

そこで、預貯金の意義について検討するにあたって、解釈として利子所得に条文上列挙されている合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託から、預貯金の意義を明確にすることが考えられる。まず、合同運用信託は、共同しない多数の委託者を対象としている。そして、合同運用信託には、指定金銭信託と貸付信託がある³³⁾。指定金銭信託の性質は、当初信託財産が金銭に限定されていること、経済的効率性が重視されていること、リスクの分散が可能であること、一種の利潤商品に過ぎないこと、受益者の興味は元本と配当金の受領という経済的利益に集中してい

ること、受託者の活動は約款に基づく定型的処理が多いことなどが挙げられる³⁴⁾。また、貸付信託の性質は、当初信託財産が金銭であること、元本が保証されていること、委託者は受益者としてその収益を享受することなどが挙げられる³⁵⁾。次に、公社債投資信託の性質は、元本及び利子の支払が義務づけられること、利子の額が一定であること、不特定多数の者を対象としていること、支払が定型的に定められていることなどが挙げられる³⁶⁾。そして、公社債投資信託は、証券投資信託であるため³⁷⁾、金銭が当初信託財産として受託者に受け入れられる³⁸⁾。最後に、公募公社債等運用投資信託の性質は、合同運用信託と公社債投資信託の性質をあわせもつものである³⁹⁾。

以上の利子所得に列挙されている信託の性質を踏まえて、それらの信託の共通している性質から預貯金の性質を明らかにすることができる。委託者からの金銭の信託であること、元本が保証されていること、不特定多数の者を対象にしていることの3つの性質からである。すなわち、所得税法上の預貯金の意義は、「不特定多数の者を対象とした元本が保証されている預貯金者からの金銭の受け入れ」であるといえる。

第3節 利子の意義と範囲

第1項 利子の意義

前節では、所得税法上の預貯金の意義と、利子所得に列挙されている金融商品の全ての意義について述べた。しかし、利子所得の課税対象は金融商品そのものではなく、その利子であるため、利子所得の範囲についての問題が解決したわけではない。すなわち、利子所得に列挙されている金融商品に該当しても、所得税法上の利子に該当しなければ、利子所得の範囲に含まれるとはいえないのである。そこで、所得税法上の利子の意義を明確にする必要がある。

この点について裁判所は、「所得税法は、『利子』について定義を設けていないものの、租税関係法令の用例にかんがみれば、利息（民法404条等）

と同義であるといえることから、『利子』とは、元本債権から定期的に一定の割合で発生する法定果実を指す⁴⁰⁾と判断している。裁判所は、民法上の利息の意義から所得税法上の利子の意義を明らかにしたが、民法においても利息についての具体的な規定は存在しない。なぜなら、民法において利息という概念の使用が必ずしも一貫しておらず、その全てに通用する意義を確定することが困難なためである。また、具体的な問題の処理にあたって、利息の統一的かつ厳格な意義を明らかにすることはあまり重要な意味をもたない。よって、利息の意義については、取引上の概念に従って一応の意義を定めれば十分であり、民法においても一般的な意義で解釈されている⁴¹⁾。そこで、所得税の利子の意義も一般的な利子の意義で解釈することになる。

一般的に利子とは、元本そのものの返還ではなく、元本に基づく収入であり、また、一定の利率によって計算されるものである。そして、利子とは、金銭その他の代替物である。ただし、元本債権の目的物などと同一のものでなくてもよい⁴²⁾。したがって、所得税法上の利子とは、「元本債権の所得として一定の割合により支払われる金銭その他の代替物」とであるといえる。

第2項 利子の範囲

所得税法上の預貯金及び利子の意義が、明らかになったが、「その他の代替物」の範囲が明らかでないため、次に預貯金の利子を金銭以外のものを受け取る場合に利子が、利子所得の範囲に含まれるのか、一時所得の範囲に含まれるのかが問題となる。

まず、一時所得の範囲に含まれるという見解は、通常の商品の販売に伴う景品等と同様であるものと捉え、金銭以外のものは法人からの贈与とする。なぜなら、利子が元本の額との一定の割合により支払われるものであることは、利子の意義から明らかであり、元本の金額とまったく関係なく支払われるものが、利子に該当するとは考え難いからである。さらに、金融機関が預貯金者に景品を与えるという実態に着目すると、利子と金銭以

外の資産との均衡が重要になることが考えられるからである。ところが、そのような場合も金銭以外の資産が常に一時所得に当たるとは限らない。そこで、利子に該当するためには、金銭以外の資産が、金銭による利子に代わるものだという合意が、金融機関と預金者との間に存在することが必要になる⁴³⁾。

しかし、金銭以外のものでも、預貯金契約を締結しているからこそ獲得することができる収入であるため、この収入を預貯金者と金融機関との間で利子と扱う合意がない場合は考え難い。また、所得税法23条2項における「収入金額」は、所得税法36条において、その年において収入すべき金額であり、金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額である旨が規定されている。よって、所得税法23条2項及び所得税法36条から、利子所得の課税対象となる収入金額に、金銭以外のものも含まれることが明らかである。そして、利子の意義についても、元本債権の目的物などと同一のものでなくてもよいとされているため、金銭以外のもので受け取ったとしても利子とすべきである。したがって、金銭以外のものであっても利子の意義に該当するものは、全て利子所得の範囲に含まれるべきである。

第4節 小 括

本章では、所得税法上の預貯金の意義の検討を行った。そもそも預金及び貯金は、銀行法及び農業協同組合法などの概念である⁴⁴⁾。そこで、銀行の預金業務の4つの経済的機能から預金の意義を法的性質で検討した。預金者側からすると、預金は保管であるため消費寄託に該当し、銀行側からすると、預金は企業として銀行の収益を生む運用資金であり、消費貸借であるといえる。ところが、預貯金は、預貯金者の都合でいつでも返還に応じなければならないものもあるため、消費貸借における返還請求権とは性格を異にする。よって、預貯金は法的性質で検討を行うと消費寄託であるといえる。また、今時の民法改正案においても、消費寄託の規定のなかに

「預金又は貯金」の定めが含まれており、預貯金が消費寄託の法形式をとるのが一般的であるといえる⁴⁵⁾。

しかし、実際に預貯金は、約款や監督法規によって当事者間の権利、義務を定めているため⁴⁶⁾、民法の消費寄託の性質を満たすと預貯金であるとは必ずしもいえない。また、経済的性質で判断すると、多様な見解が示されているため、課税の公平性や納税者の予見可能性が失われてしまう。したがって、預貯金の意義を法的性質説及び経済的性質説で判断することは、適切でない。

そこで、預貯金に性質が類似していることにより、条文上利子所得に列挙されている合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託の性質の共通点から、預貯金の意義を明らかにした。そして、所得税法上の預貯金の意義は、「不特定多数の者を対象とした元本が保証されている預貯金者からの金銭の受け入れ」と結論付けることができる。

次に、利子の意義については、民法における利息と同義であるが、民法においても利息の意義は、必ずしも明確でない。その理由は、民法における利息という概念の使用が必ずしも一貫しておらず、その全部に通用する意味を確定することが困難なこと、具体的な問題の処理にあたっては、そのような統一的な意味の確定は不必要であることからである⁴⁷⁾。よって、民法における利息は、一般的な意義で解釈されているため、所得税法上の利子の意義についても、一般的な意義で解釈し、所得税法上の利子の意義は、「元本債権の所得として一定の割合により支払われる金銭その他の代替物」とであるといえる。そして、利子は、金銭以外のものであっても、預貯金契約を締結しているからこそ獲得することができる収入であるため、利子の範囲は、所得税法36条の規定を適用し、利子所得の意義に該当する金銭以外のものも全て利子に含まれるべきである。

以上の検討により、利子所得の範囲を明らかにする上での問題であった、預貯金の意義及び利子の意義と範囲が明確となった。次に、それらをふまえ、最近の裁判例について検討する。

第3章 預貯金の範囲をめぐる最近の裁判例

所得税法上の預貯金の利子の範囲を明確にする前に、金融商品の多様化のなかで、どのような金融商品が所得税法上の預貯金及び利子に該当するかを明確にしなければならない。そこで、本章では、デット・アサンプション取引及びレポ取引についての裁判例を紹介し、商品種別としては預貯金に分類されない取引が、第2章で明確となった所得税法上の預貯金及び利子の意義に該当するか否かについて検討を行う。第1節では、デット・アサンプション取引が預金であり、利子所得の範囲に含まれるとして、原告の請求を棄却した事案を紹介した上で、デット・アサンプション取引及びそれに係る所得が所得税法上の預貯金及び利子に該当するか否かについて検討する。第2節では、レポ取引が貸付金の利子に該当しないと判断し、原告の請求を認めた事例を紹介した上で、レポ取引及びそれに係る所得が所得税法上の預貯金及び利子に該当するか否かについて検討を行う。

第1節 デット・アサンプション取引に関する裁判例（東京高判平成17年12月21日訟月54巻2号472頁）

第1項 事実の概要

銀行業を営む原告Xは、日本国内に本店を有する17の会社（以下「本件各社債等発行会社」という。）との間で、本件各社債等発行会社が発行した社債等の債務の元利金の一部又は全部の支払債務（以下「原債務」という。）の履行をXが引き受けること等を内容とする契約（以下「本件各履行引受契約」という。）を締結した。Xは、本件各履行引受契約により、本件各社債等発行会社からXに交付することとされていた金員（以下「A金員」という。）を本件各社債等発行会社からそれぞれ受領した。Xは、本件各社債等発行会社に代わって原債務の履行として、本件各履行引受契約に基づき、各支払日（以下「各支払日」という。）に各金員（以下「B

金員」という。)を各原債務に係る各契約(以下「原契約」という。)に定められた支払相手先に支払った。ただし、本件各履行引受契約は、原契約の権利関係に影響を及ぼさない。また、A金員は、B金員を現在価値に割り戻した金額をもとにして決定されていた。

Xは、本件各履行契約取引が委任取引であるとして、B金員からA金員を控除した差額(以下「本件金員」という。)の源泉徴収税を徴収していなかった。これに対して、所轄税務署長Yは、本件金員が所得税法212条3項の「利子等」に当たるとして、Xに源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分をし、不納付加算税の各賦課決定処分をした。そこで、Xは、源泉徴収に係る所得税の各納税告知処分及び不納付加算税の各賦課決定処分の取消しを求めた。

第2項 判決要旨

東京地判平成17年7月1日(訟月54巻2号493頁)は、預金の意義について法的性質⁴⁸⁾と経済的性質⁴⁹⁾が存在すると指摘した上で、次のように述べている。

「本件各履行引受契約においては、本件各社債等発行会社からA金員の預託を受けた銀行であるXが、各支払日において、A金員の額にその利子を加えたものに当たるB金員を、本件各社債等発行会社自身に返還するのに代えて、原契約の定める支払相手先に、支払う義務を、本件各社債等発行会社に対して負っているものと評価することができる。そうすると、本件各履行引受契約は、Xが、各支払日に、本件各社債等発行会社の原債務の履行として、B金員を支払相手先に支払うという委任契約の性質を有するとともに、この委任契約の基盤になるものとして、銀行である原告が、A金員の寄託を受け、それを原資として、約定に係る相当な期間経過後の各支払日に、B金員を返還するという金銭消費寄託契約の性質をも有するといふべきである。他方、経済的に見れば、本件各履行引受契約により、Xは、利益を上げるため、交付を受けたA金員を自由に運用する一方、A金員を交付した本件各社債等発行会社は、A金員の額を上回るB金員の支

払を自己に代わってしてもらうわけであるから、少なくとも、その差額については、金銭を一定期間寄託したことにより得られる金員である利子の支払を原告から受けたものと評価すべきである。」

そして、東京地裁は、上記の理由から、「本件各社債等発行会社は、A金員を預託することにより、これを上回るB金員の支払をさせ、B金員の総額に当たる原債務の支払を免れているのであるから、預金者である本件各社債等発行会社は、A金員とB金員の差額に当たる利子分の利益を得ており、間接的に利子の支払いを受けているといえることができるのである」と述べ、本件金員が「預貯金の利子」に当たると判断した。

その後、控訴審の東京高判平成17年12月21日（税資255号順号10251）は、上記東京地判の判断を支持し、最高裁も、平成19年8月23日決定（税資257号順号10765）において、上告不受理とした。

第3項 検 討

まず、デット・アサンプション取引とは、債務者が有する債務の元利金の支払いについて、銀行等の第三者である債務履行引受者との間で債務履行引受契約を締結し、債務者は債務履行引受者に対して一時に一定額の対価を支払うことにより、当該債務の将来における元利金の支払いを債務履行引受者が負担する取引である。よって、デット・アサンプション取引からは、実質的に債務の繰上償還と同様の経済効果が得られる⁵⁰⁾。ところが、デット・アサンプション取引は、あくまで債務履行引受者による債務の肩代わりであることから、法律的には債務者の債権者に対する債務関係は、存続する⁵¹⁾。

上記の裁判例では、デット・アサンプション取引について法的性質と経済的性質の両方から判断を行い、預金であると判断した。預貯金の意義に対して判例及び学説の見解が分かれているなかで、両方の性質から預金か否かを判断することは適切といえる⁵²⁾。しかし、預金の経済的性質では、従来の裁判例で定義付けた預金の意義ではなく、新たな預金の意義により判断が行われた。また、上記の裁判例と同様にデット・アサンプション取

引が預金であると判断した東京高判平成18年8月17日（訟月54巻2号523頁）においては、預金の意義を法的性質のみで判断している。

そこで、デット・アサンプション取引及びそれに係る所得が、第2章で明確となった預貯金及び利子の意義に該当するか否かについて、それぞれ検討を行う。デット・アサンプション取引は、契約により定められた者に元本と利子が支払われることとなっている。つまり、出捐者に元本が返還されるわけではないが、契約により定められた者に元本が返還されているため、元本が保証されているといえる。また、銀行は金銭を受け入れており、不特定多数の者を対象としている。よって、デット・アサンプション取引は、所得税法の預貯金に該当する。そして、デット・アサンプション取引に係る所得は、受け入れている金額や期間により変動することが明らかである⁵³⁾ ため、所得税法上の利子に該当する。したがって、デット・アサンプション取引に係る所得は、所得税法上の預貯金の利子であるといえる。

第2節 レポ取引に関する裁判例（東京高判平成20年3月12日税資258号 順号10915）

第1項 事実の概要

原告Xは、銀行業務、信託業務等を営む株式会社である。訴外Aは、米国に所在する銀行であり、原告の100%子会社である。XはAとの間で、AがXの代理人として米国債又はドイツ国債を将来に一定の価格で同種・同量の債券を再売買する条件で売買し、その後再売買する取引（以下「レポ取引」という。）を行うことを内容とする契約（以下「本件代理契約」とする。）を締結した。Aは本件代理契約に基づき、Xの代理人として、外国法人である各取引先との間で、レポ取引に係る基本契約（以下「本件各基本契約」という。）を締結した。AはXからの指図を受けて、本件各基本契約に基づき、Xの代理人として、各取引先との間で合計330件のレポ取引を約定し、実行した（以下「本件各レポ取引」という。）。本件レポ

取引は、全米債券市場協会が作成した Master Repurchase Agreement（以下、「MRA」という。）や国際証券市場協会が作成した Global Master Repurchase Agreement（以下、「GMRA」という。）に依拠している。そして、本件各レポ取引は、それぞれレポ取引における債券の譲渡価額と買戻価額との差額（以下「本件各レポ差額」という。）が生じる本件各基本契約となっていたが、Xは本件各レポ差額について、いずれも源泉所得税を徴収していなかった。

これに対し、所轄税務署長Yは、本件各レポ差額が所得税法161条6号の「国内において業務を行なう者に対する貸付金（これに準ずるものを含む。）」の「利子」に該当するため、Xには本件各レポ差額に係る所得税を源泉徴収し、納付する義務があるとして、源泉所得税の各納付告知処分及び各不納付加算税賦課決定処分を行った。Xは各処分に基づく金員を納付したものの、納付した金員は法律上の原因に基づかない納付であるとして、その返還及び還付加算金の支払を求めるとともに、上記各処分の取消しを求めた。

第2項 判決要旨

東京地判平成19年4月17日（判時1986号23頁）は、「本件各基本契約は、倒産隔離を果たすため、契約条項において売買及び再売買により構成されることを明確に定めたものであって、他方、金融的取引の側面が存在し、それを示唆するような条項の存在によっても、その法的性質を変容させるまでのものとはいえない。本件各基本契約に基づく本件各レポ取引は、売買・再売買を一つの契約で実行する複合的な性格を有する契約であると解するのが相当である。したがって、本件各レポ取引において、買主がエンド取引において有する再譲渡価格相当額の代金債権は、あくまでエンド取引時において、売主（X又はA）に対して対象債券と同種・同量の債券の移転することと引換えに再譲渡価格相当額の代金の支払を請求する権利を意味するということになる。そうであるとすれば、本件各レポ取引のエンド取引における売買代金債権が消費貸借契約における貸付債権とその性

質、内容等がおおむね同様ないし類似するとはいえない」と述べ、本件各レボ差額が、「貸付金（これに準ずるものを含む。）の利子」に該当しないと判断した。

その後、東京高判平成20年3月12日（税資258号順号10915）は、レボ取引につき「顧客に対して、空売りを行った債券ディーラーが、取引の決済日までに債券を調達するために、他者から債券を一時的に購入するということにも使われるから、金融機能的側面とともに、債券売買市場の流動性の確保も経済的機能としては考慮されるべきであり、これらを売買及び再売買という法律構成の下で実現しようとしているものであるから、私的自治の作用する取引関係において当事者が上記のような法律形態を選択して取引関係に入り、その法律形態に特段不合理なものがない以上、その契約関係を基本にして解釈すべき」と述べ、東京地裁と同様に、本件各レボ差額が、「貸付金（これに準ずるものを含む。）の利子」に該当しないと判断した。

結局、本件は最高裁平成20年10月28日決定（税資258号順号11060）において、上告不受理となった。

第3項 検 討

まず、レボ取引は、米国で始まった債券売買手法であり、現在は買戻条件付債券売買取引のことをレボ取引と呼んでいる。買戻条件付債券売買取引とは、一定の期間後に定められた価格で買い戻す条件のもとに、債券を売却する債券売買取引である。また、上記の裁判例のような MRA や GMRA に依拠しているレボ取引は、倒産隔離のために明確に売買・再売買という法形式を採ったものである⁵⁴⁾。

上記の裁判例では、本件レボ取引の債券売買市場の流動性の確保も経済的機能としては考慮されるべきであるため、売買取引であると判断した。つまり、レボ取引に該当するということは、所得税法において譲渡所得に該当するということである。譲渡所得における「譲渡」の意義は、資産に対する支配を他人に引き継がせる行為である⁵⁵⁾。しかし、レボ取引には、

買い戻す契約がされており、債券に対する支配が回復することが予定されている。また、もし契約上で売却取引及び買戻取引が、単一の関係を構成し、互いに約因とみるのが当事者の意図であるならば、課税上も取引を分解しないことが妥当である⁵⁶⁾。よって、レポ取引は、譲渡所得における「譲渡」に該当しない。さらに、倒産隔離のために便宜上売買・再売買という法形式を採ったにすぎず、それに対し、譲渡所得として課税することは、妥当とはいえない。

そして、上記の裁判例では、レポ取引が所得税法161条6号の「貸付金（これに準ずるものを含む）」に該当するか否かが、争点とされていた。しかし、銀行の固有業務は、預金の受入れ、金銭の貸付け、手形の割引及び為替取引であり⁵⁷⁾、銀行が金銭を受け入れる取引は、貸付けではなく、預貯金に該当するか否かを検討すべきである。

そこで、レポ取引及びそれに係る所得が第2章で述べた預貯金及び利子に該当するか否かについて、それぞれ検討を行う。レポ取引は、銀行が債券を売却する際に金銭を受け入れており、不特定多数の者を対象としている。また、買い戻すことが条件であるため、マイナス金利を例外とし、売却した金額よりも買い戻す金額のほうが高いことが明らかである。レポ取引は、元本の金額が保証されているといえるため、所得税法上の預貯金に該当する。そして、レポ取引に係る所得は、金額や期間により契約の差額が変動するため⁵⁸⁾、所得税法上の利子に該当する。したがって、レポ取引差額は、所得税法上の預貯金の利子に当たるといえる⁵⁹⁾。

第3節 小 括

本章では、預貯金の範囲をめぐる最近の裁判例として、デット・アサンプション取引とレポ取引の裁判例を紹介し、検討を行った。具体的には、デット・アサンプション取引とレポ取引が、第2章で明らかにした預貯金と利子の意義に該当するか否かについて述べた。

まず、デット・アサンプション取引は、契約により定められた者に元本

と利息が支払われることとなっている。よって、出捐者に返還されるわけではないが、元本が保証されているといえる。そして、デット・アサンプション取引に係る所得は、受け入れている金額や期間により利子の変動することが明らかである。したがって、デット・アサンプション取引は、所得税法上の預貯金の利子に当たるといえる。

次に、レポ取引は、買い戻す契約がされており、債券に対する支配が回復することが予定されている⁶⁰⁾ため、譲渡所得における「譲渡」に該当しない。そして、買い戻すことが条件となっているため、売却した金額よりも買い戻す金額のほうが高いのが通常であり、元本のコレが保証されているといえる。また、レポ取引に係る所得は、金額や期間により契約の差額が変動している。したがって、レポ取引差額は所得税法上の預貯金の利子に該当するといえる。

以上により、デット・アサンプション取引やレポ取引のように、商品種別として預貯金に分類されていない取引も、所得税法上の預貯金の利子に該当する。

第4章 預貯金及び利子の多様化

現在、日本の高齢化や雇用の安定性により、預貯金のニーズが多様化しており、そのニーズの多様化に対応して、金融機関も預貯金の開発や組成を進め、多様な新しい預貯金や新しいサービスが登場している⁶¹⁾。このような預貯金の利子の多様化により、商品種別として預貯金に分類されているが、所得税法上の預貯金及び利子に該当しない金融商品がある。そこで具体例として本章の第1節では、「おまけ付預金」が所得税法上の預貯金及び利子に該当するか否かについて検討を行う。第2節では、仕組預金が所得税法上の預貯金及び利子に該当するか否かについて検討したい。

第1節 「おまけ付預金」

まず、本節では、他の金融機関との差別化を図るために開発された「おまけ付預金」について、預貯金及び利子の意義に該当するか否か検討を行う。

「おまけ付預金」とは、低金利が続くなかで、銀行が商品を少しでも魅力あるものにしようとして販売し、通常の預貯金としての一定の割合で支払われる利子とは別に、おまけが付いた預金である⁶²⁾。「おまけ付預金」として、具体的には宝くじ付預金、割増金付定期預金やおたのしみ積み金などがある。

まず、宝くじ付預金とは、定期預金を100万円以上預け入れた顧客を対象として年2回、100万円ごとに5枚の宝くじを毎年贈呈する預金などのことをいう⁶³⁾。また、割増金付定期預金とは、宝くじを贈呈せず、抽選で割増金がつく定期預金である⁶⁴⁾。そして、おたのしみ積み金とは、産地食品を提供する預金などのことをいう。具体的なおたのしみ積み金としては、3年間で目標額100万円の定期積み金を行うことを約した顧客に毎年1回、産地の食品を贈る仕組みの預金などがある⁶⁵⁾。

「おまけ付定期預金」は、不特定多数の者からの金銭の受け入れであり、元本の保証がされているため、所得税法上の預貯金であるといえる。また、預貯金として一定の割合で支払われる利子については、所得税法上の利子に該当する。しかし、おまけとして支払われる金銭その他の代替物については、所得税法上の利子に該当するのだろうか。上記の宝くじ付預金のように金額により数量が変化するおまけに関しては、所得税法上の利子に該当するといえる⁶⁶⁾。ところが、上記のおたのしみ積み金のように一定の金額を目標として支払われるおまけに関しては、一定の金額以上の預貯金を行ったとしても、おまけの数量が変化せず、同等である。よって、一定の金額を目標として支払われるおまけは、所得税法上の利子に該当するとはいえない。また、上記の割増金付定期預金のように偶発的な事由によって数量が決定するおまけに関しては、金額や期間でおまけの数量が変化して

いるわけではない。よって、偶発的な事由によって数量が決定するおまけは、所得税法上の利子に当たらない。

第2節 仕組預金

次に金利が高いことにより注目されている仕組預金について、預貯金及び利子に該当するか否かを検討を行う。

仕組預金とは、為替予約や通貨オプションなどのデリバティブ⁶⁷⁾を通常の定期預金に付加することで、高利回りの円預金、外貨預金のサービスの提供が可能となった預金である⁶⁸⁾。仕組預金は、通常の定期預金より金利が高いが、原則として途中解約ができないことが特徴である⁶⁹⁾。如何しても途中解約をしたい場合は、オプション取引の解約になるため、預金者は損害金などを負担することとなり、返還金額が元本を割り込むことがある⁷⁰⁾。現在販売されている仕組預金は、大別すると、満期特約型⁷¹⁾と二重通貨型⁷²⁾の2種類が存在する⁷³⁾。

まず、満期特約型預金とは、銀行側が金利水準の変化に応じて、銀行自らが有利になるように預入期間を短くも長くもできる預金である。一般的には、将来金利水準が上がれば、銀行としては預入時に定めた金利のまま継続したほうが有利であるため、預入期間を長くする。反対に、金利が下がれば預入期間を短くする⁷⁴⁾。また、満期特約型預金は預入日数が短くても長くても、満期時に元本と利息を受け取ることができる⁷⁵⁾。このことから、満期特約型預金は、不特定多数の預貯金者を対象とした金銭の受け入れであり、途中解約しなければ銀行等の倒産がない限り、元本が必ず返還される。したがって、満期特約型預金は、所得税法上の預貯金に該当する。また、利子においては、通常の預貯金の支払いと相違がないため、所得税法上の利子に当たる。

次に、二重通貨型預金とは、満期時に受け取る通貨が預入時に決定していない預金である⁷⁶⁾。例えば、満期日の数日前の時点で、契約時に設定された為替レートよりも円安ならば円、円高ならば外貨で元本が返還される

預金である⁷⁷⁾。預金者が、設定された水準を下回るか上回るかを予測することは困難であり、二重通貨型預金は、設定された水準を下回った場合、外貨で返還された元本をすぐに円換算すると、預金者に損失が生じるのは明らかである。したがって、二重通貨型預金は、預金者からの金銭の受け入れであるが、元本の返還が保証されていないため、所得税法上の預貯金に該当しないといえる。

第3節 小 括

まず、他の金融機関との差別化を図るために開発された「おまけ付預金」のおまけ部分の課税については、預貯金ごとに取り扱いを変えるべきである。金額により数量が変化するおまけに関しては、所得税法上の利子に該当するといえるだろう。ところが、一定の金額を目標として支払われるおまけに関しては、一定の金額以上の預貯金を行ったとしても、おまけの数量が同等であるため、所得税法上の利子に該当するとはいえない。また、偶発的な事由によって数量が変化するおまけに関しても、金額ではおまけの数量が変化しないため、所得税法上の利子に当たらない。

次に、金利が高いことにより注目されている仕組預金は、満期特約型預金と二重通貨型預金の2種類が存在する⁷⁸⁾。満期特約型預金に係る利子は、所得税法上の預貯金の利子に該当する。一方、二重通貨型預金は、設定された水準を下回った場合において、元本が出捐した円貨では返還されないため、預金者に損失が生じるのは明らかである。設定された水準を下回るか上回るかは為替レートによるため、預金者が予測することは困難である。したがって、二重通貨型預金は、元本の保証がされていないため、所得税法上の預貯金に該当しないといえる⁷⁹⁾。

以上の検討より、一部の「おまけ付預金」のおまけは、所得税法上の利子に該当せず、仕組預金のなかでも二重通貨型預金は、商品種別として預貯金に分類されているが、所得税法上の預貯金に該当しないとすべきである。

第5章 預貯金の利子及び利子所得の範囲の再検討

第3章及び第4章において、金融商品の多様化に対応して預貯金の利子の範囲を明確にするために、具体的な金融取引や金融商品が預貯金に該当するか否かの検討を行った。そこで、本章では、これまでの検討結果を踏まえ、所得税法上の預貯金の利子及び利子所得の範囲の再検討を行い、利子所得の範囲が他の金融商品課税とどのように区分されるべきか論じる。第1節では、所得税法上の預貯金の利子の範囲について再検討する。第2節では、利子所得の範囲について改めて検討を行う。第3節では、金融商品が多様化しているなかで、利子所得の範囲が他の金融商品課税とどのように区分されるべきであるか論じる。

第1節 預貯金の利子の範囲

預貯金の利子の範囲を、第3章と第4章で所得税法上の預貯金の利子に該当するか否かの検討を行った金融商品の特徴から明確にする。

まず、預貯金及び利子の意義に該当した3つの金融商品の共通点を整理する。法律上のデット・アサンプション取引における元利金の支払義務者は依然として債務者であり、レポ取引における債券の権利は移動しているとはいえないため、元々の債券の支配者に帰属したままで変更しない。また、商品種別として預貯金に分類されている仕組預金は、第2章第1節で述べた銀行の預金の4つの経済的機能を満たし、金銭の保管であるといえるため、仕組預金に対する支配は、預貯金者にあるといえる。よって、預貯金及び利子に該当した3つの金融商品の共通点は、金融商品や金銭価値に対する支配が完全に他に移転していないことである。

しかし、一部の「おまけ付預金」や二重通貨型預金は、商品種別として預貯金に分類されているため、金銭の保管であるが、所得税法上の預貯金に該当しない。そこで、一部の「おまけ付預金」や二重通貨型預金と預貯

金の利子に該当した3つの金融商品の相違点を明確にする。まず、二重通貨型預金は、設定された水準があり、為替レートによりその設定された水準を下回るか上回るかが決定するため、契約締結時には返還金額が明らかでない。また、「おまけ付預金」のなかでも金額によりおまけの数量が変化しない預金に関しては、そのおまけが所得税法上の利子に該当しない。一方、デット・アサンプション取引、レポ取引は、契約締結時に、一定の割合により金融機関が支払うべき金銭が決定しており、また、満期特約型預金は、満期の時期が決定していないが、預貯金の額によって受け取ることが可能である金銭が一定の割合で決定している。よって、一部の「おまけ付預金」や二重通貨型預金と預貯金及び利子に該当した3つの金融商品の相違点は、契約締結時に、一定の割合により利子として支払われる金銭その他の代替物が決定しているか否かである。

以上の金融商品の特徴の整理により、所得税法上の預貯金の利子の範囲は、「金融商品や金銭価値に対する支配が完全に他に移転しておらず、契約締結時に返還される元本と契約により一定の割合で支払われる金銭その他の代替物が決定しているもの」であるかを判断することになる。

第2節 利子所得の範囲

大衆向け金融商品に係る所得とされている利子所得⁸⁰⁾の範囲を明確にするには、利子所得の規定に列挙されている公社債、預貯金、合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託の意義及び範囲を明確にしなければならない。そして、利子所得に列挙されている金融商品の範囲及び性質の共通点が利子所得の範囲といえる。また、利子所得の範囲が、金融商品の多様化により、特徴とされている大衆向け金融商品に係る所得から変化しているか否かを検討し、利子所得の範囲を明確にする必要がある。

まず、公社債は、国や会社が発行する債券の全てのことを指す。公社債には、発行している国や企業が破綻した場合などは、元本が毀損する恐れ

があるため、信用リスクが存在する⁸¹⁾。また、社債は、債券金額より高い価額で発行される場合もあり、投資金額が全て返還されるわけではない。そして、公社債は、市場金利の変動に伴い、価額が上下するため、満期まで保有するか途中で売却するかによって、収益性が異なってくる⁸²⁾。

次に、預貯金は、不特定多数の者を対象とした元本が保証されている預貯金者からの金銭の受け入れである。この預貯金の意義については、前述のとおり利子所得に列挙されている合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託の性質の共通点から明らかにした⁸³⁾。それによれば、合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託の性質は、預貯金の意義と同様であるといえる。また、預貯金の利子の範囲は、金融商品や金銭価値に対する支配が完全に他に移転しておらず、契約締結時に返還される元本と契約により一定の割合で支払われる金銭その他の代替物が決定しているものである。

したがって、利子所得に列挙されている金融商品の共通点は、金融商品や金銭価値に対する支配が移転しておらず、倒産等がない限り、契約により返還金額及び一定の割合により支払われる金銭その他の代替物が定められている点である。また、会社や金融機関が運用を行うために公社債や預貯金の募集をしている点も共通点であるといえる。なぜなら、社債及び預貯金は、会社や金融機関が運用するために行う金銭の募集であり、信託は、金融機関に運用を行ってもらうために行う金銭の移動であるからである。

そして、利子所得の特徴として、大衆向け金融商品に係る所得であることが挙げられている。確かに、普通預金などの要求払いの預金は、預貯金者がいつでも返還を請求することができるため、大衆向け金融商品である。しかし、仕組預金は、原則として途中解約ができないことが特徴であり⁸⁴⁾、途中解約する場合は、返還金額が元本を割り込むことがある⁸⁵⁾。金銭に余裕がない一般の人々は、このような途中解約ができない金融商品や途中解約ができたとしても元本が保証されない金融商品を利用しないだろう。また、利子所得課税は、借入れを行い、利子所得に列挙されている金融商品

に投資することは通常考えられておらず、借入に係る利子を控除する必要があることから、所得税法23条2項により、必要経費を控除することができない⁸⁶⁾。そして、借入れによる金利は、預貯金による利息よりも高いことから、損失を被るために預貯金を行う者がいないことは明らかである。このことから、金銭に余裕がない人が、わざわざ借入れを行い、仕組預金等の途中解約ができない金融商品や途中解約ができたとしても元本が保証されない金融商品に投資するとは考え難い。つまり、利子所得の範囲は、金融商品の多様化により、特徴とされている大衆向け金融商品に係る所得から拡張され、富裕層のみを対象とする金融商品に係る所得をも包含するようになったといえる。したがって、わざわざ借入れを行い、利子所得に列挙されている金融商品に投資しないことから、利子所得は、余剰資金で行う金融商品に係る所得であるといえる。

以上の検討により、利子所得の範囲を判断するには、金融商品や金銭価値に対する支配が移転していない金融商品であること、破産等がない限り、満期保有時の返還金額が契約により定められている金融商品であること、会社や金融機関が運用を行うために募集した金融商品であること、余剰資金で行う金融商品であること、その金融商品に対して一定の割合により支払われる金銭その他の代替物が契約により定められていることの全てに該当しているものであるかを検討する必要がある。

第3節 金融商品の多様化による所得区分

金融商品に係る所得は、利子所得、配当所得、譲渡所得又は雑所得のいずれかの所得に区分されている。そもそも利子所得は、大衆向け金融商品に係る所得であることが特徴とされていたが、金融商品の多様化により、利子所得の範囲は、大衆向け金融商品に係る所得のみではなくなっている。そこで、金融商品の多様化により、利子所得の範囲が、配当所得や譲渡所得又は雑所得とどのような基準で区別されるべきであるかの検討を行う。

まず、配当所得は、所得税法24条1項において、法人から受ける株式又

は出資に対する剰余金の配当、基金利息、一定の信託の収益の分配に係る所得であると規定されている。言い換えると、配当所得は、法人への出資のリターンとして出資者が受け取るものと、それと同様の性質をもつ信託収益の分配である⁸⁷⁾。また、法人の利益の処分という性質も持っている⁸⁸⁾。そして、条文上配当所得として列挙されている金融商品は、時期によって返還金額が変動するため、利子所得に列挙されている金融商品よりもリスクが高い⁸⁹⁾。よって、契約により返還金額が定められている金融商品か否かにより、利子所得と配当所得の範囲を区分すべきである。

次に、譲渡所得は、所得税法33条1項において、資産の譲渡による所得であると規定されている。資産とは、経済的価値のあるもの全てのものをいい、譲渡とは、所有権その他の権利を移転させる行為をいう⁹⁰⁾。判例において、譲渡所得課税は、「資産の値上りによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する趣旨のものと解すべき」⁹¹⁾であるとされている。つまり、公社債を償還前に売却した場合に係る所得は、公社債の支配から離れているため、譲渡所得に該当する。一方、第3章第2節で検討を行ったレポ取引のような公社債の売却時に契約により買戻す旨を約している場合に係る所得は、支配を離れているとはいえないため、譲渡所得ではなく、利子所得に該当する。したがって、譲渡所得に該当するには、資産の支配が完全に移転していることが重要であり、金融商品や金銭価値に対する支配の移転があるか否かにより、利子所得の範囲と譲渡所得の範囲を区分すべきである。

最後に、雑所得は、35条1項において、利子所得、配当所得、譲渡所得などの9つの所得のいずれにも該当しない所得であると規定されている。例えば、社債の償還差益のように、いずれの所得にも含まれない金融商品の所得は、雑所得であるといえる。

第4節 小 括

所得税法上の預貯金の利子の範囲の検討を行うため、所得税法上の預貯金及び利子に該当するデット・アサンプション取引、レポ取引、満期特約型預金、所得税法上の預貯金及び利子に該当しない一部の「おまけ付預金」、二重通貨型預金の特徴を整理した。その結果、預貯金及び利子に該当した3つの金融商品の共通点は、預貯金者が金融商品や金銭価値を支配していることであり、一部の「おまけ付預金」や二重通貨型預金と預貯金及び利子に該当した金融商品との相違点は、契約締結時に、利子として一定の割合により支払われる金銭その他の代替物が決定していないことである。以上により、所得税法上の預貯金の利子の範囲は、「金融商品や金銭価値に対する支配が完全に他に移転しておらず、契約締結時に、返還される元本と契約により一定の割合で支払われる金銭その他の代替物が決定しているもの」であるかどうかによって決まる。

利子所得は、資産性所得のなかでは、大衆向け金融商品に係る所得であることが特徴とされていた⁹²⁾が、金融商品の多様化により、富裕層のみを対象とする金融商品に係る所得をも包含するようになった。そして、金銭に余裕がない人が、わざわざ借入れを行い、損失を被る金融商品に投資することは考え難いことから、利子所得の範囲は、余剰資金で行う金融商品に係る所得であるか否かによる。したがって、利子所得の範囲は、金融商品や金銭価値に対する支配が移転していない金融商品であること、破産等がない限り満期保有時の返還金額が契約により定められている金融商品であること、会社や金融機関が運用を行うために募集した金融商品であること、余剰資金で行う金融商品であること、その金融商品に対して一定の割合により支払われる金銭その他の代替物が契約により定められていることの全てに該当しているものかどうかによって判断すべきと結論付けることができる。

そもそも、利子所得は、大衆向け金融商品に係る所得であるとされているが、金融商品の多様化により、利子所得の範囲は、大衆向け金融商品に

係る所得のみではなくなっている。そこで、利子所得は、契約により返還金額が定められている金融商品か否かにより配当所得と区分し、金融商品や金銭価値に対する支配が移転しているか否かにより譲渡所得と区分すべきである。

お わ り に

本稿では、金融商品の多様化が進むなか、利子所得の範囲がどのように定められるべきであるかを論じてきた。そして、利子所得の範囲を明確にする上で、問題となっている預貯金及び利子の意義と範囲を明らかにした。

まず、所得税法上の預貯金の意義については、法的性質説と経済的性質説の2つの見解がある。しかし、預貯金の意義を法的性質で判断すると、実際に預貯金は、約款や監督法規によって当事者間の権利、義務を定めている⁹³⁾。そのため、民法の消費寄託の性質を満たすのみでは、預貯金であるとはいえない。一方、預貯金の意義を経済的性質で判断すると、様々な意義に関する見解が示されているため、課税の公平性や納税者の予見可能性が失われてしまう。そこで、預貯金に性質が類似していることから、条文上利子所得に列挙されている合同運用信託、公社債投資信託、公募公社債等運用投資信託の性質の共通点より、預貯金の意義を明らかにした。それによれば、所得税法上の預貯金の意義は、「不特定多数の者を対象とした元本が保証されている預貯金者からの金銭の受け入れ」と結論付けることができる。

次に、利子の意義については、民法における利息と同義であるが、民法においても利息の意義は、明確でない。その理由は、民法における利息という概念の使用が必ずしも一貫しておらず、その全部に通用する意味を確定することが困難なこと、具体的な問題の処理にあたっては、そのような統一的な意味の確定は不必要であることからである⁹⁴⁾。そこで、民法における利息は、一般的な意義で解釈されているため、所得税法における利子

の意義についても、一般的な意義で解釈することになる。よって、利子とは、「元本債権の所得として一定の割合により支払われる金銭その他の代替物」であるといえる。そして、利子の範囲については、金銭以外のものであっても、預貯金契約を締結しているからこそ獲得することができる収入であるため、所得税法36条の規定を適用し、利子所得に該当する金銭以外のものも全て利子に含まれるべきである。

また、本稿では、所得税法上の預貯金の利子の範囲を明確にするために、デット・アサンプション取引、レボ取引、仕組預金、「おまけ付預金」が、預貯金及び利子の意義と範囲に含まれるか否かについて検討を行った。その結果、デット・アサンプション取引、レボ取引は、商品種別としては預貯金に分類されないが、所得税法上の預貯金及び利子に該当する。一方、一部の「おまけ付預金」のおまけは、所得税法上の利子に該当せず、二重通貨型預金は、商品種別としては預貯金に分類されているが、所得税法上の預貯金に該当しない。さらに、預貯金の利子に該当する金融商品と一部の「おまけ付預金」や二重通貨型預金の特徴を整理した。その結果、所得税法上の預貯金の利子の範囲は、「金融商品や金銭価値に対する支配が完全に他に移転しておらず、契約締結時に返還される元本と契約により一定の割合で支払われる金銭その他の代替物が決定しているもの」であるかによって決まるといえる。

従来から利子所得は、資産性所得のなかでは、大衆向け金融商品に係る所得であることが特徴とされていた⁹⁵⁾。しかし、金融商品の多様化により、富裕層のみを対象とする金融商品に係る所得をも包含するようになった。そして、金銭に余裕がない人が、わざわざ借入れを行い、損失を被る金融商品に投資することは考え難いことから、利子所得の範囲は、余剰資金で行う金融商品に係る所得であるかによって決まる。

したがって、利子所得の範囲は、金融商品や金銭価値に対する支配が移転していない金融商品であること、破産等がない限り満期保有時の返還金額が契約により定められている金融商品であること、会社や金融機関が運

用を行うために募集した金融商品であること、余剰資金で行う金融商品であること、その金融商品に対して一定の割合により支払われる金銭その他の代替物が契約により定められていることの全てに該当しているか否かによって判断すべきものと結論付けることができる。

そもそも、利子所得は、大衆向け金融商品に係る所得であることが特徴とされていたが、金融商品の多様化により、利子所得の範囲は、大衆向け金融商品に係る所得のみではなくなっている。そこで、私見として利子所得の範囲は、契約により返還金額が定められている金融商品か否かにより配当所得と区分し、金融商品や金銭価値に対する支配が移転しているか否かにより譲渡所得と区分すべきであると考えらる。

本稿では、預貯金の利子の意義や範囲から、利子所得の範囲を明確にした。一方で、社債において、利子所得の範囲として相応しくないが、利子所得に列挙されている金融商品に該当する金融商品が存在する⁹⁶⁾。また、外国において、利子と配当の区別が複雑化しているエクイティ・リンク債や利益参加型社債のような混合証券が現れている⁹⁷⁾。このような金融商品の多様化により、利子所得と配当所得のいずれに当たるかが現行の条文において不明確である金融商品が増加し、源泉徴収義務者や納税者などにとって両者の区分の判断がますます困難になっていくことが予想される。そこで、今後立法により区分の明確化を図るか、さもなければ思い切って利子所得と配当所得の区分を撤廃することも考えられよう。なお、本稿では、金融所得課税の一体化を含めた立法論については、十分にふれることができなかったが、その点については今後の検討課題としたい。

- 1) 鹿野嘉昭『日本の金融制度』（東洋経済新報社、第3版、2013年）47、52頁。
- 2) 金子宏『租税法』（弘文堂、第20版、2015年）203頁。
- 3) 水野忠恒『所得税の制度と理論——「租税法と私法」論の再検討——』（有斐閣、2006年）111頁。
- 4) 水野勝『租税法』（有斐閣、1993年）165頁。
- 5) 木内宜彦『金融法』（青林書院、1989年）151頁。
- 6) 佐藤英明「利子所得における『預金利子』の意義と範囲に関する覚書」神戸法学41巻1号（1991年）64頁参照。

- 7) 酒井克彦『所得税法の論点研究』（財経詳報社，2011年）80頁。
- 8) 佐藤英明教授は、「租税法のみが、ある者から受け取った金銭が利子所得になるか否かという重要な判断を、挙げて、その基礎となった契約が金銭消費寄託にあたるか金銭消費貸借にあたるかという点にかからしめるべきだと考えることは、借用概念の解釈においてそれがもともと用いられている意味を尊重するという立場をとったとしても、やはり行き過ぎではなかろうか。」と述べ、預貯金の意義を法的性質で判断せず、経済的性質で判断するほうが適切であると述べている（佐藤・前掲注(6)68頁）。
- 9) 佐藤・前掲注(6)68, 69頁。
- 10) 水野忠恒『租税法』（有斐閣，第5版，2011年）165, 166頁。
- 11) 証券投資信託とは、信託財産を委託者の指図に基づいて、特定の有価証券に対する投資として運用することを目的とする信託で、その受益権を分割して不特定かつ多数の者に取得させることを目的とするものをいう（証券投資信託法2条1項）。
- 12) 公社債等運用投資信託とは、証券投資信託以外の投資信託のうち、信託財産として受け入れた金銭を公社債等に対して運用するものとして政令で定めるものをいう（所法2条1項15号の2）。
- 13) 水野・前掲注(10)166頁。
- 14) 金子・前掲注(2)204頁。
- 15) 所得税法の課税標準は、所得税法22条において、総所得金額、退職所得金額、山林所得金額である。そして、利子所得の金額は総所得金額に該当する。また、所得税法89条により、税率が総所得金額に課されていることから、利子所得は所得税法上、総合課税である。
- 16) 金子・前掲注(2)204頁。
- 17) 北野弘久『現代税法講義』（法律文化社，4訂版，2005年）51頁。
- 18) 私見として、利子所得の必要経費を認めるべきではないと考える。利子所得は、借入れをしてまで取得する目的がないものが列举されているが、金融商品の多様化で投資内容が複雑になっており、調査が必要なものもある。必要なものは控除を認める必要があるが、大量に購入すれば控除額が増え、所得をなくしてしまう可能性もある。このことから、能力や職業等によって基準を設ける必要があるが、どのように基準を設けるかが不明確であり、また、不平等が起きてしまう可能性があるため、利子所得の必要経費は認めるべきではない。
- 19) 水野・前掲注(3)121頁。
- 20) 水野・前掲注(3)111頁。
- 21) 佐藤・前掲注(6)64頁参照。
- 22) 金子・前掲注(2)204頁。
- 23) 木内・前掲注(5)151頁。
- 24) 堀内仁ほか『新銀行実務総合講座 1 預金・付随業務』5頁〔堀内〕（金融財政事情研究会，1987年）。
- 25) 堀内・前掲注(24)5, 6頁。
- 26) 木内・前掲注(5)153頁。
- 27) 堀内・前掲注(24)6頁。

- 28) 寿円秀夫『新銀行実務講座 第2巻 預金』(有斐閣, 1968年) 8頁。
- 29) 返還請求権の規定の相違により, 消費寄託は, 寄託者が物を預けておく利益のために締結されるものであり, 消費貸借は, 借主側で金銭等の利用するために締結されるものであるといえる。以下, 末川博『債権各論 第2部』(岩波書店, 1941年) 348頁参照。
- 30) 堀内・前掲注(24) 5頁。
- 31) 法務省「所管法令等 国会提出法案など 民法の一部を改正する法律案」〈http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html〉法律案121頁参照(最終閲覧日: 2016年1月21日)。
- 32) 浦川道太郎ほか『民法Ⅳ 債権各論』194頁〔浦川〕(有斐閣, 第3版補訂, 2009年), 下村正明ほか『ブリメール民法4 債権各論』143頁〔下村〕(法律文化社, 第3版, 2005年), 我妻榮ほか『民法2 債権法』(勁草書房, 2009年) 374, 375頁参照。
- 33) 武田昌輔監修『DHC コンメンタル所得税法』(第一法規, 1983年) 117の2頁。
- 34) 新井誠『信託法』(有斐閣, 第4版, 2014年) 99頁。
- 35) 水野・前掲注(10) 166頁。
- 36) 水野忠恒「給与以外の源泉徴収制度」日税研論集15号(1991年) 149頁。
- 37) 所得税法2条1項15号。
- 38) 山田熙=中森真紀子『信託の税務～相続税対策としての戦略的活用法』(ぎょうせい, 1997年) 34頁。
- 39) 注解所得税法研究会編『注解所得税法』(大蔵財務協会, 5訂版, 2011年) 269頁。
- 40) 東京地判平成19年4月17日判時1986号23頁。
- 41) 奥田昌道編『新版 注解民法(10) I 債権(1) 債権の目的・効力(1)』340頁〔山下末人=安井宏〕(有斐閣, 2003年)。
- 42) 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタル民法——総則・物権・債権——』(日本評論社, 第3版, 2013年) 708頁。
- 43) 佐藤・前掲注(6) 85頁。
- 44) 木内・前掲注(5) 151頁。
- 45) 前掲注(31)。
- 46) 浦川・前掲注(32) 194頁, 下村・前掲注(32) 143頁, 我妻・前掲注(32) 374, 375頁参照。
- 47) 奥田・前掲注(41) 340頁。
- 48) 東京地裁は, 「銀行その他の金融機関を受寄者として消費寄託された金銭としての性質を有するものについては, 原則として預金であるということが出来るものと解する」と述べている。
- 49) 東京地裁は, 「預金の経済的な意義としては, 銀行等の金融機関が, 預託を受けた金銭を一定期間運用して利益を上げる一方, 通常, 預金者に対しては, 預金を自ら運用することにより収益を上げることの対価として, 当座預金を除き, 一定の割合の金員(利子)を支払うものであるということが出来る」と述べている。
- 50) なお, 金融商品会計に関する実務指針第46項において, 「デット・アサンプションに係る原債務の消滅の認識要件は, 取消不能で, かつ社債の元利金の支払に充てることを目的とした他益信託等を設定し, 当該元利金が保全される高い信用格付けの金融資産(例えば,

償還日がおおむね同一の国債又は優良格付けの公社債）を拠出することである。」としている。

- 51) 秋元秀仁「国債信託型デットアサンプション契約の税務上の取扱い」税理41巻3号（1997年）238頁。
- 52) 今村隆「借用概念論・再考」税大ジャーナル16号（2011年）41頁。
- 53) デット・アサンプション取引に係る所得とは、元利金と元利金を一定の割引率で除した金額に手数料を加算した金額との差額である。秋元・前掲注(51)238、239頁参照。
- 54) 高岸直樹「判批」月刊税務事例41巻12号（2009年）67頁。
- 55) 佐藤英明『スタンダード所得税法』（弘文堂、補正3版、2014年）88頁。
- 56) 一高龍司「国際的レポ取引と所得区分」税務弘報55巻1号（2007年）111、112頁。
- 57) 寿円・前掲注(28)2頁。
- 58) 買戻条件付債券売買取引に係る所得とは、譲渡価額に一定の割合を乗じ、それを日割計算した価額である。高岸・前掲注(54)65頁参照。
- 59) 日本では、1999年に廃止された有価証券取引税がコストになっていたため、現金担保付債券貸借取引をレポ取引と呼ぶ。現金担保付債券貸借取引の担保は、借主による債券の返却が履行されれば返還されるため、元本は保証されているといえ、銀行は担保としてではあるが、金銭を受け入れている。そして、現金担保付債券貸借取引に係る所得は、金利が一定の割合で支払われている。したがって、現金担保付債券貸借取引は、所得税法上の預貯金の利子であるといえる。
- 60) 一高・前掲注(56)111、112頁。
- 61) 野村総合研究所コンサルティング事業部+NRI アメリカ『2010年の金融』（東洋経済新報社、2006年）79頁。
- 62) 「宝くじや抽選券、ギフト券、金融商品「おまけ」のお得度——上手に見極め。」日本経済新聞朝刊2006年7月9日15面。
- 63) 「京葉銀、くじ付き定期、申し込み好調。」日本経済新聞地方経済面千葉版2014年11月7日39面。
- 64) 住友銀行調査第一部「割増金（くじ）付定期預金について」経済月報284号（1974年）44頁。
- 65) 「関東の信金・信組、サービス合戦知恵絞る——川口信金、印鑑照会、迅速に。」日本経済新聞地方経済面埼玉版1998年6月5日40面。
- 66) 利子所得の金額は、利子等の収入金額であるため、「おまけ付預金」のおまけで利子に該当するものは、預金者が収入を得た金額、つまり売却価額で源泉徴収すべきである。なお、おまけが宝くじである預金は、その宝くじが当選するか否かが明確でないため、宝くじ自体の価額で源泉徴収すべきである。
- 67) デリバティブとは、預金の将来的な値動きに連動して、預金自体の価値が変動し、複数の者の間で、現在及び将来において金銭のやり取りがなされる金融上の契約である。渡辺裕泰『ファイナンス課税』（有斐閣、第2版、2012年）49頁参照。
- 68) 木村昭二「仕組み預金とは（1）」New Finance 29巻11号（1999年）45頁。
- 69) 星野知倫「仕組み預金（1）」銀行実務37巻4号（2007年）72、73頁。

- 70) 清水桂子「仕組み預金, 金利高め, 余剰資金の範囲で, 中途解約なら元本割れも (M&I)」日本経済新聞朝刊2012年8月1日22面。
- 71) あおぞら銀行の「エクセレント・ファースト V2」や楽天銀行「楽天エクステ預金」等が満期特約型に該当する。
- 72) ソニー銀行「為替リンク預金」や住信 SBI ネット銀行の「コイントス」等が二重通貨型に該当する。
- 73) 「ふやす——仕組み預金, 賢く利用, 満期延長・外貨返還に注意 (金融アイテムレビュー)」日本経済新聞朝刊2014年11月8日22面。
- 74) 「仕組み預金——デリバティブ組み込む (家計百科事典)」日本経済新聞朝刊2009年1月19日31面。
- 75) 木村昭二「仕組み預金とは (3)」New Finance 30巻1号 (2000年) 60, 61頁参照。
- 76) 大賀智子「仕組み預金ここに注意, デリバティブ組み込む——中途解約, 満期“変動”も」日本経済新聞朝刊2011年3月28日15面。
- 77) 日本経済新聞・前掲注 (73) 22面。
- 78) 同上。
- 79) また, 二重通貨型預金と同様に金融機関が外貨で運用を行う外貨建預金についても, 損失を被ることがあり, 元本保証がされていないため, 所得税法上の預貯金の意義に該当しない。
- 80) 水野・前掲注 (3) 111頁。
- 81) 後藤文人『信用リスク分析ハンドブック』(中央経済社, 2007年) 2, 3 頁参照。
- 82) 「国債, 金融債, 確定利回り, 相場性も——タイミング次第で値上り益 (月曜版)」日本経済新聞朝刊1991年11月25日51面。
- 83) 第2章第2節参照。
- 84) 星野・前掲注 (69) 72, 73頁。
- 85) 清水・日本経済新聞・前掲注 (70) 22面。
- 86) 北野・前掲注 (17) 51頁。
- 87) 佐藤・前掲注 (55) 73頁。
- 88) 金子・前掲注 (2) 208頁。
- 89) 水野・前掲注 (10) 177頁。
- 90) 水野・前掲注 (10) 214, 215頁。
- 91) 最判昭和43年10月31日訟月14巻12号1442頁。
- 92) 水野・前掲注 (3) 111頁。
- 93) 浦川・前掲注 (32) 194頁, 下村・前掲注 (32) 143頁, 我妻・前掲注 (32) 374, 375頁参照。
- 94) 奥田・前掲注 (41) 340頁。
- 95) 水野・前掲注 (3) 111頁。
- 96) 例えば, 満期時に設定された水準を上回ると元本及び利息を受け取ることができるが, 水準を下回ると株券が現物償還される EB 債がある。以下, 「EB 債『説明不十分』, 大阪地裁, 元本割れ, 証券会社に賠償命令。」日本経済新聞朝刊2003年11月5日38面参照。
- 97) 水野・前掲注 (10) 163頁。